



2025 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 恵 和 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 村 恵 式
(コード番号：4251 東証プライム)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 社 長 室 長 川 島 直 子
TEL. 03-5643-3783

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 10 月 28 日開催予定の当社臨時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社は、以下を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと考えております。

①取締役会から取締役への柔軟な業務執行権限の委譲を可能とすることにより、業務執行に関する意思決定の機動性・迅速性が向上するとともに、取締役会における経営方針や戦略策定等の重点審議、業務執行に対する監督機能が強化されること。

②監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有することにより、監査・監督機能の実効性が更に強化されること。

そのため、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とすることにより、取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うため、現行定款第 29 条第 2 項を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年10月28日 (火) (予定)

定款変更の効力発生日 2025年10月28日 (火) (予定)

以 上

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 (条文省略)	1. (現行どおり)
2 防水紙、防錆紙並びに各種包装材料の製造 <u>及び</u> 販売	2. 防水紙、防錆紙並びに各種包装材料の製造 <u>および</u> 販売
3 精密・電子・光学製品の部品の製造 <u>及び</u> 販売	3. 精密・電子・光学製品の部品の製造 <u>および</u> 販売
4 エネルギー供給設備、蓄電製品の販売 <u>及び</u> 当該部材の製造 <u>及び</u> 販売	4. エネルギー供給設備、蓄電製品の販売 <u>並びに</u> 当該部材の製造 <u>および</u> 販売
5 各種印刷・コーティング加工と加工品の製造 <u>及び</u> 販売	5. 各種印刷・コーティング加工と加工品の製造 <u>および</u> 販売
6 加工設備・機械の製造 <u>及び</u> 販売	6. 加工設備・機械の製造 <u>および</u> 販売
7 技術の販売 <u>及び</u> 指導	7. 技術の販売 <u>および</u> 指導
8 (条文省略)	8. (現行どおり)
9 (条文省略)	9. (現行どおり)
10 (条文省略)	10. (現行どおり)
11 自動車部品の製造、販売、 <u>及び</u> 自動車の販売	11. 自動車部品の製造、販売、 <u>および</u> 自動車の販売
12 (条文省略)	12. (現行どおり)
第 3 条～第 4 条 (条文省略)	第 3 条～第 4 条 (現行どおり)
第 5 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。	第 5 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。
1 取締役会	1. 取締役会
2 <u>監査役</u>	(削除)
3 <u>監査役会</u>	2. <u>監査等委員会</u>
4 会計監査人	3. 会計監査人
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 8 条 (条文省略)	第 6 条～第 8 条 (現行どおり)
第 9 条 (単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第 9 条 (単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利	1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利	2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

現行定款	変更案
第10条（株主名簿管理人） （条文省略） 2 （条文省略） 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式<u>ならびに</u>新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 第11条（株式取扱規則） 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式<u>ならびに</u>新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第3章 株主総会 第12条～第17条 （条文省略） 第18条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果<u>ならびに</u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。 第4章 取締役および取締役会 第19条（取締役の員数） 当会社の取締役は<u>16</u>名以内とする。 （新 設） 第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2～3 （条文省略） 第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新 設） （新 設）	第10条（株主名簿管理人） （現行どおり） 2 （現行どおり） 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式<u>並びに</u>新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 第11条（株式取扱規則） 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式<u>並びに</u>新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第3章 株主総会 第12条～第17条 （現行どおり） 第18条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。 第4章 取締役および取締役会 第19条（取締役の員数） 当会社の取締役は<u>15</u>名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> 第20条（取締役の選任） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって選任する。 2～3 （現行どおり） 第21条（取締役の任期） 取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
第 22 条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	第 22 条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
第 23 条 （条文省略）	第 23 条 （現行どおり）
第 24 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各<u>取締役および各監査役</u>に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 2 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。	第 24 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。
第 25 条（取締役会の決議の方法） 取締役の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	第 25 条（取締役会の決議の方法） <u>取締役会</u>の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第 26 条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u>	第 26 条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第 27 条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面また電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。	第 27 条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面また<u>は</u>電磁的記録をもって作成し、出席した取締役に對しこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。
第 28 条 （条文省略）	第 28 条 （現行どおり）

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第 29 条（重要な業務執行の決定の委任）</u> 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第 29 条（取締役の責任免除） （条文省略） 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	第 30 条（取締役の責任免除） （現行どおり） 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第 30 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与および退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第 31 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与およびその他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議によって定める。
<u>第 5 章 監査役および監査役会</u>	(削 除)
<u>第 31 条（監査役の数）</u> 当社の監査役は、5 名以内とする。	(削 除)
<u>第 32 条（監査役を選任）</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
<u>第 33 条（監査役任期）</u> 監査役任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>補欠として選任された監査役任期は、退任した監査役任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
<u>第 34 条（常勤監査役）</u> 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削 除)
<u>第 35 条（監査役会の招集通知）</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
<u>第 36 条（監査役会の決議の方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u> <u>第 37 条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会の議事録は、法令の定めるところにより書面また電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。</u> <u>第 38 条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> <u>第 39 条（監査役の責任免除）</u> <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> <u>第 40 条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬、賞与および退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)
(新 設)	第 5 章 監査等委員会
(新 設)	<u>第 32 条（常勤監査等委員）</u> <u>監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>第 33 条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。</u>
(新 設)	<u>第 34 条（監査等委員会の決議の方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第 35 条（監査等委員会の議事録）</u> 監査等委員会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。
(新 設)	<u>第 36 条（監査等委員会規程）</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 41 条～第 42 条（条文省略）	第 37 条～第 38 条（現行どおり）
第 43 条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 39 条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第 44 条（条文省略）	第 40 条（現行どおり）
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 45 条～第 47 条（条文省略）	第 41 条～第 43 条（現行どおり）
第 48 条（配当の除斥期間） 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2（条文省略）	第 44 条（配当の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2（現行どおり）
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> 当会社は、2025 年 10 月 28 日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上